



平成 29 年 4 月 5 日

各 位

会 社 名 ティアック株式会社
代表者名 取締役社長 英 裕治
(コード番号 6803 東証第 1 部)
問合せ先 取締役 野村 佳秀
(TEL 042-356-9178)

訴訟の和解に関するお知らせ

平成 21 年 11 月 18 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりました訴訟について、下記のとおり、原告側の一部である間接購入者側（以下、「間接購入者原告」といいます。）との間で和解に合意し、平成 29 年 4 月 3 日（米国時間）に間接購入者原告より所管裁判所へ当該和解について承認申請が提出されましたのでお知らせいたします。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯

平成 21 年 11 月 18 日付「訴訟の提起に関するお知らせ」にて公表しておりましたとおり、当社および当社の米国現地法人 TEAC AMERICA, INC.（以下、総称して「当社ら」といいます。）は、平成 21 年 11 月 3 日に米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所において、光ディスクドライブ装置の価格カルテル等に関する集団訴訟の提起を受けておりました。当社らは、裁判の長期化による時間的・費用的負担等を総合的に勘案した結果、原告団の一部である間接購入者原告との和解に応ずることといたしました。本件和解により、上記裁判所における関連訴訟は終結する見通しです。

2. 和解の内容

当社らは、間接購入者原告に対し、和解金として 5 百万米ドル（約 555 百万円）を支払う。

3. 今後の見通し

当該和解合意は、裁判所による承認手続きを経て成立発効します。当社らが当事者となる上記 1 の裁判所における訴訟は、当該和解合意の成立発効をもって、終了します。

4. 業績に与える影響

平成 27 年 5 月 13 日付「特別損失の計上および業績予想と実績値との差異に関するお知らせ」にて公表しておりましたとおり、平成 27 年 3 月期において訴訟損失引当金繰入額 908 百万円を計上しておりましたが、関係する訴訟の他の原告側との和解金その他の費用として支出した累計額に当該和解金を加算しますと、引当金を約 330 百万円超過することとなります。この超過額については、平成 29 年 3 月期連結決算において、営業損益における個別開示項目（国際会計基準）の損失として計上いたします。

なお、平成 29 年 3 月期連結業績につきましては、平成 29 年 3 月 21 日に公表しました確定給付企業年金制度の改定に伴う利益等を含め現在精査中であり、確定次第速やかに開示いたします。

以 上